

新型コロナウイルス感染症対策による
「新しい生活様式」下の地域福祉活動再開に向けた
ガイドライン

令和3年8月20日（第3版）
社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会

発行にあたって

私たち郡山市社会福祉協議会では、地域住民、民生委員、ボランティア、町内会等と連携し、住民主体の地域福祉活動の実施主体となる地区社協・支部社協を組織化し、生活課題のある高齢者世帯や子育て世帯などに対して、いきいきサロンや子育てサロンに代表される集いの場の提供や、見守りのための友愛訪問活動などに取り組んできました。

特に、東日本大震災をはじめ、令和元年台風19号による水害等に被災された方々に対する見守りや声かけ、サロンづくりなどの様々な地域福祉活動を通じて、長年「一人の不幸も見逃さない運動」を推進するとともに、平成30年度からは「みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま」を基本理念とする「第4次地域福祉活動計画」に基づき、①人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進、②地域課題を我が事とし解決できる環境づくり、③住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化、④地域の団体の協力関係とネットワークの構築、⑤誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発の5つの基本目標を掲げ地域福祉活動に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人と人が互いに距離をとり、接触の機会を減らすこと（ソーシャルディスタンス）が求められる「新しい生活様式」の実践が必要となってきました。

外出自粛が長期化する中で、郡山市社協も高齢者の見守り活動や子育て支援などの見守り活動も中止を余儀なくされ、力を発揮できない中、孤独死、虐待などもう一つの命の危機に直面することが懸念されています。

それに伴い、地域においてはいきいきサロンや友愛訪問活動が今までどおりに行えないことによる戸惑いの声や感染を防ぎながらどのように活動に取り組んでいけば良いのかという声が寄せられています。

そこで、このガイドラインにより、新しい生活様式の中での皆様の地域福祉活動の一助となればと作成しました。

なお、このガイドラインの作成にあたって、豊中市社会福祉協議会作成「新型コロナウイルス新しい生活様式下での地域福祉活動再開に向けたガイドライン #離れていてもつながろう」を参考にさせていただきました。豊中市社会福祉協議会の皆様に感謝申し上げます。

令和2年6月5日

社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会

1. 郡山市の主催イベントの開催の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等
及び市有施設の開館に関する指針（令和3年6月30日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

国においては、令和2年4月7日に、東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日にはその区域を全国に拡大した。その後、感染状況の評価・分析等を踏まえ、対象区域の見直しを行い、5月14日には8都道府県に、5月21日には5都道県に縮小する区域変更を経て、5月25日には、法に基づく緊急事態解除宣言を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を見直し、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきた。その後、8月24日に9月末までは維持するとしていた開催制限を感染状況やこれまで得られた知見を踏まえ、9月11日に見直しを行ったのち、11月12日に基本的に当面2月末まで現在の取扱いを維持することとした。

福島県においては、5月15日に「緊急事態措置」を解除し、今後の「感染拡大防止対策」を発表するとともに、5月27日に見直しが行われた。その後、7月30日の見直しを経て、8月27日に開催制限を9月末まで継続することとしたが、国の方針を踏まえ、9月17日及び11月19日に見直しを行った。

このような中、本市においては、2月20日に本指針を策定し、随時見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めてきたところであるが、国及び県の「感染拡大防止対策」の見直しを踏まえ、市主催等のイベントの開催等及び市有施設の開館について、次のとおりとする。

2 市有施設の開館について

市有施設は、安全性や適切な感染予防策等を講じた上で開館する。ただし、感染状況や施設の特性、利用形態等を考慮し、その全部又は一部の使用休止や定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがある。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

- ①イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(*1)」の考え方を踏まえ、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。
- ②地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等の開催については、十分な人と人との間隔（できるだけ2m）が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能である場合に限るものとし、当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含め慎重に検討することとし、以下の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。

ア 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。

イ 密集の回避

定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場。

ウ 飲食制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底、過度な飲酒の自粛。

エ 大声を出さないことの担保

大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

オ 催物前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起。（可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。）

カ 連絡先の把握

可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ（COCOA）等の導入に向けた具体的措置の徹底。

（アプリの QR コードを入口に掲示すること等）

③上記②以外のイベント等については、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

以下、(2)イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置及び4イベント開催時の必要な感染防止策に留意し、開催制限の緩和を適用する条件が担保されている場合、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限とし、条件が担保されていない場合は5,000人を上限とする。

イ 収容率の目安

「感染リスクの少ないイベント(*2)」（クラシック音楽コンサート等）については「100%以内(*4)」に緩和する。「その他のイベント(*3)」（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内とし、座席等により参加者の位置が固定される場合にあっては、異なるグループ（又は個人）間では座席の間隔を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよいものとする。

(2) イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

① 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）

② マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布・販売を行い、

マスク 100%を担保

- ③ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状者の出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ④ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）等の具体的措置を講じること。
- ⑤ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員の配置等）、スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ⑥ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における「三密(*5)」の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
- ⑦ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。
- ⑧ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

4 イベント開催時の必要な感染防止策

収容率 50%を超えるイベント等を開催する場合にあつては次の(1)から(3)まで（収容率 50%以下のイベント等を開催する場合にあつては(2)及び(3)）に留意する。

(1) 徹底した感染防止等

- ① マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。
（マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。）
- ② 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの（マスク着用を前提に隣席の者との日常会話程度は可、演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2 m））

(2) 基本的な感染防止等

- ① 上記(1)は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める。）
- ② マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと。大声を出す者がいた場合等についても個別に注意等を行うこと
- ③ こまめな手洗いの奨励

- ④ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、マイク等、ウイルスが付着した可能性のある場所、物品等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑤ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑥ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避（必要に応じ、人員の配置、動線の確保等の体制を確保するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限。）
- ⑦ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（5名以内の同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける。）
- ⑧ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ⑨ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）を確保
- ⑩ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑪ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染リスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
- ⑫ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要）
- ⑬ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ（COCOA）等の奨励（アプリのQRコードを入り口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。）
- ⑭ 有症状者は出演・練習を控え、演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。
- ⑮ 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
- ⑯ イベント前後の感染防止の注意喚起（可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。）
- ⑰ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ウェブサイト等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ① 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討（来場者の区画を限定、管理したイベントであれば開催可能。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催事前後

の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。)

- ② 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はイベントの主催者は、開催要件等について福島県に事前に相談

- ③ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和3年8月31日までとする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日、同年6月1日、同年8月1日、同年9月1日、同年9月19日、同年12月1日、令和3年3月1日、同年3月10日、同年5月10日)

この指針は、令和3年6月30日から施行する。

「新しい生活様式(*1)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

「感染リスクの少ないイベント(*2)」：大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例

○音楽：クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

○演劇等：現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

○舞踊：バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

○伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

○芸能・演芸：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

○公演・式典：各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、成人式、入社式等

○展示会：各種展示会、商談会、各種ショー

「その他のイベント(*3)」：大声での歓声・声援等が想定されるものの例

○音楽：ロックコンサート、ポップコンサート等

○スポーツイベント：サッカー、野球、大相撲等

○公演：キャラクターショー、親子会公演等

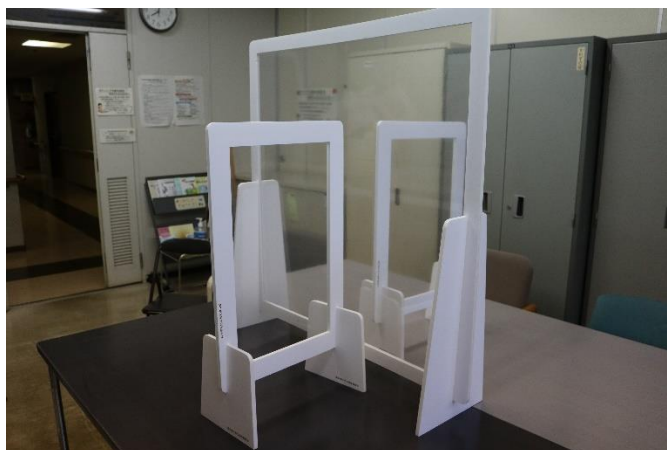
※ 上記イベント(*2) (*3)は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

「100%以内(*4)」：100%開催の具体的要件（次のいずれにも該当するもの。）

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

「三密(*5)」：① 換気の悪い「密閉空間」、② 多数が集まる「密集場所」、③ 間近で会話や発声をする「密接場面」

【飛沫防止パネルの貸出】



2. 郡山市社会福祉協議会の基本方針

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今まで習慣化してきたいきいきサロンや友愛訪問活動の中止が増え、地域とのつながりが乏しくなる高齢者などが急増している。「いきいきサロン」や「友愛訪問」などの地域福祉活動は、地域共生社会を推進していくための重要な地域資源である。

そこで、郡山市の開催の基本的な考え方や参考資料に記載されている感染予防策・新しい生活様式に則り、地域福祉活動の実施を図っていく。また、本ガイドラインは社会情勢及び地域の状況に合わせ、適宜改訂を加えていく。

なお、福祉委員（担い手）と地域住民（対象者）の双方が不安を感じることなく活動できることを前提とし、実施・参加を強制するものではありません。

3. 会議・研修会の実施

（1）市社協主催の会議・研修会の実施について

上記の条件を確保でき、換気ができる状態にある場合に実施をする。
実施が困難な場合は、文書での伝達または実施を中止する。

（2）地区社協・支部社協の会議・研修会の実施について

原則として、市社協に準ずる。
ただし、地域の中で実施が必要であり実施可能と判断されれば、予防対策をしたうえで実施をしていただく。

4. 各地区社協・支部社協主催の地域福祉推進事業の実施

・市社協の役割

体温計・消毒液・飛沫防止パネルの貸出、その他の活動の補助

・地区社協、支部社協の役割

活動時のマスクの着用、消毒、検温等の感染拡大予防の徹底

・参加者の役割

参加時のマスクの着用、消毒、検温への協力

※活動時に必要な消毒液については、市社協から貸出をします。必要な地区社協・支部社協はお申し出ください。

また、活動時の検温や消毒などの活動のお手伝いを生活支援コーディネーターが行いますので、担当の生活支援コーディネーターにお問い合わせください。

(1) 会食会について

- ①開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ②実施頻度や実施場所を増やし、一回の参加人数を制限することで3密を避けるよう努める。
- ③調理をする時は感染拡大予防に最大限配慮して行う。調理が困難な場合は、調理済み品で対応する。
- ④実施が困難な場合は、配食サービス・友愛訪問事業の実施へ変更する。
- ⑤活動時は、検温・消毒・マスク着用・定期的な換気を行い、予防に努めること。手指以外にも頻繁に人が触れる箇所（ドアノブ等）は重点的に消毒する。
- ⑥歌を歌ったり、大声を出したり、飛沫が出たり息が荒くなるプログラムは控える。
- ⑦大きな声で案内や指示を出す必要が無いように、あらかじめ大きな文字で作成したポスターや案内板を準備し掲示する。
- ⑧当日の参加者を記録する。
- ⑨会場で会食はできるだけ控える。（例：レクリエーション等を楽しんだ後にお弁当を持ち帰ってもらう）
会食をする場合は、以下のポイントを参考に、感染予防対策を行ったうえで、慎重に実施する。
 - 定期的な換気
30分に1回を目安として、原則2方向の窓等を同時に開け、定期的な換気に努める。
 - 参加人数の制限
参加人数を制限し、対人距離の確保・密集の防止を行う。
 - 共用で触れる器具・設備等の消毒
複数の人が触れる部分（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、手すりなど）の定期的な消毒をする。
 - 対面とならないような座席配置
交互に座席を配置する、横並びで同一方向を向くなど、対面にならないような座席配置を工夫する。
 - 大皿での盛り付けをしない
複数の人が同じ料理を食べるような大皿での料理の提供、バイキング等は控え、個人別に食事を提供する。
 - 飲食中は会話を控える
飲食中は、参加者・担い手ともにできるだけおしゃべりを控える。

【実際の会食会の活動の様子】桃見台支部



- ・市社協で貸出をしている飛沫防止パネル。他にも非接触型の体温計も貸出可能です。



- ・いつもはみんなで食べる食事もお持ち帰りで、感染リスクを回避しましょう。

(2) 茶話会

- ①開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ②実施頻度や実施場所を増やし、一回の参加人数を制限することで3密を避けるよう努める。
- ③調理をする時は感染拡大予防に最大限配慮して行う。調理が困難な場合は、調理済み品で対応する。
- ④実施が困難な場合は、配食サービス・友愛訪問事業の実施へ変更する。
- ⑤活動時は、検温・消毒・マスク着用・定期的な換気を行い、予防に努めること。手指以外にも頻繁に人が触れる箇所（ドアノブ等）は重点的に消毒する。
- ⑥歌を歌ったり、大声を出したり、飛沫が出たり息が荒くなるプログラムは控える。
- ⑦大きな声で案内や指示を出す必要が無いように、あらかじめ大きな文字で作成したポスターや案内板を準備し掲示する。

⑧当日の参加者を記録する。

⑨会場で飲食は極力行わない。

例1：レクリエーション後にお茶・菓子を持ち帰ってもらう

例2：水分補給をする時だけマスクを外すようにする など

【実際の茶話会の活動の様子】名倉支部



・定期的に行っているいきいき百歳体操。十分に会場の換気を行い、間隔をとりながら、水分はしっかり摂りましょう。

(3) 子育てサロン

①開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。

②実施頻度を増やし、一回の参加人数を制限することで3密を避けるよう努める。

③調理をする時は感染拡大予防に最大限配慮して行う。調理が困難な場合は、調理済み品で対応する。

④実施が困難な場合は、友愛訪問事業の実施へ変更する。

⑤活動時は、検温・消毒・マスク着用・定期的な換気を行い、予防に努めること。手指以外にも頻繁に人が触れる箇所（ドアノブ等）は重点的に消毒する。

⑥歌を歌ったり、大声を出したり、飛沫が出たり息が荒くなるプログラムは控える。

⑦大きな声で案内や指示を出す必要が無いように、あらかじめ大きな文字で作成したポスターや案内板を準備し掲示する。

⑧当日の参加者を記録する。

⑨集まることが困難な場合は、季節・時節に沿ったプレゼント等を配ることも対象とする。（各家庭へ訪問する、公民館を拠点として来てもらうなど）

例1：毎年、ひな祭りを開催しているが開催が困難なため、手作りひな人形とひなあられを配布する。

例2：毎月、子育てサロンを開催しているが開催が困難なため、お散歩ついでに公民館に来てもらい、お菓子や家の中で遊べる玩具を配布する。 など

【実際の子育てサロンの活動の様子】桑野支部



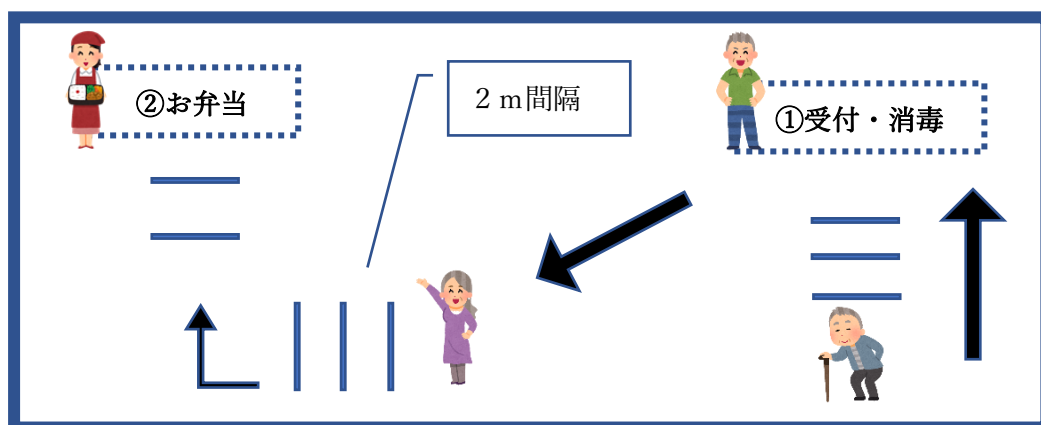
・開催前と開催後は、会場や用具をしっかりと清掃・消毒をしましょう。

（４）世代間交流

- ①開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ②実施頻度を増やし、一回の参加人数を制限することで3密を避けるよう努める。
- ③調理をする時は感染拡大予防に最大限配慮して行う。調理が困難な場合は、調理済み品で対応する。
- ④活動時は、検温・消毒・マスク着用・定期的な換気を行い、予防に努めること。手指以外にも頻繁に人が触れる箇所（ドアノブ等）は重点的に消毒する。
- ⑤歌を歌ったり、大声を出したり、飛沫が出たり息が荒くなるプログラムは控える。
- ⑥大きな声で案内や指示を出す必要が無いように、あらかじめ大きな文字で作成したポスターや案内板を準備し掲示する。
- ⑦当日の参加者を記録する。
- ⑧児童から高齢者へ、高齢者から児童へお手紙を送るなど、訪問・接触をしない交流活動も対象とする。

(5) 配食サービス

- ①従来は、足が不自由などの理由でいきいきサロンなどの「集いの場」に参加することができない人が主な対象だが、いきいきサロンの実施が困難な現状を鑑み、「集いの場」の参加者を含むなどの対象者の拡大を検討する。
- ②お弁当などの調理をする時は郡山市の開催条件に則り感染拡大予防に最大限配慮して行う。調理が困難な場合は、調理済み品で対応する。
- ③原則として、お弁当は屋外での受け渡しとする。
- ④活動時は、検温・消毒・マスク着用を行い、予防に努めること。
- ⑤テイクアウト方式・・・屋外でお弁当を取りに来てもらう方式
 - ・並ばせる時は2メートル間隔でラインをテープなどで引く。
 - ・受付時に検温、消毒を行い、お弁当を渡す。



【実際の配食サービスの活動の様子】 中田地区・名倉支部



- ・3密回避と安否確認も兼ねて、玄関先でお弁当をお渡しします。



- ・ドライブスルー形式は外に出るきっかけ作りにもなります。

(6) 友愛訪問事業

- ①従来は、足が不自由などの理由でいきいきサロンなどの「集いの場」に参加することができない人が主な対象だが、いきいきサロンの実施が困難な現状を鑑み、「集いの場」の参加者を含むなどの対象の拡大を検討する。
- ②開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ③活動時は、検温・消毒・マスク着用を行う。
- ④原則として、見舞い品は屋外での受け渡しとする。
- ⑤手紙を送るなど、直接の訪問・接触をしない見守り活動も対象とする。

【実際の友愛訪問の活動の様子】大槻原田支部・西田地区



5. 福祉バスの運行

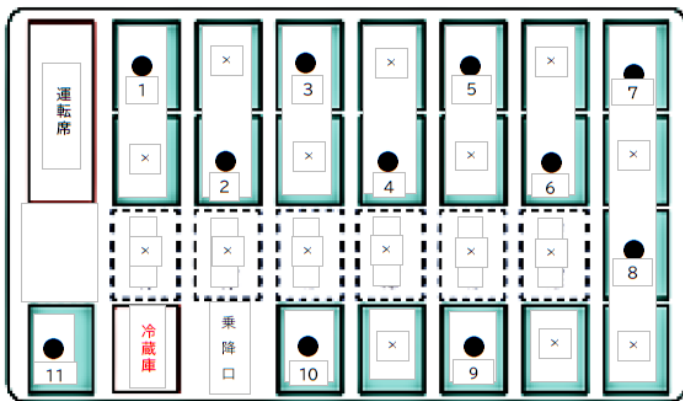
- (1) 乗車定員は7人以上11人以下とする。
- (2) 座席は、密にならない配置で着席する。
(着席不可の座席には目印が貼られています) ※下記の座席見取り図参照
- (3) 乗車中はマスクを着用する。(マスクは各自持参)
- (4) 乗車するたびに、バスに設置している消毒液で消毒をする。
- (5) 随時バスの換気を行う。
- (6) 降車前に、バスに設置している消毒液で手指の消毒をする。
(目的地、休憩に関わらず)

※使用にあたっての条件を確認するため、利用時に下記添付のチェックリストの提出が必要となります。

詳細につきましては、当協議会地域福祉課までお問い合わせください。

(TEL024-932-5311)

福祉バス座席見取り図および座席表



福祉バス利用チェックリスト

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。

(感染防止チェックリスト)

3の密	3つの密（密閉空間・密集場所・密接場所）を避けていますか ・人と人の間隔を、十分空けることはできますか	☐
体調・健康	発熱や風邪の症状がある人はいませんか (体調が優れない人は、無理せず自宅で療養しましょう)	☐
その他 感染防止	その他感染防止に関する留意事項 ・症状がない人もマスクを着用していますか (咳エチケットを徹底しましょう) ・手洗い、手指消毒を励行していますか	☐

※太枠内の項目に一つでもチェックが付かない場合、バスの利用はできません。

郡山市社会福祉協議会のその他の事業について

6. 生活支援コーディネーター、協議体について

(1) 生活支援コーディネーター (SC)

- ①協議体関連(キーパーソンの打ち合わせ、説明会、勉強会等)会議の開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ②地域事業及び会議に参加する場合、SCは原則3名までの参加とする。
- ③活動時は、検温・消毒・マスク着用・換気を行い、予防に努める。
- ④電話連絡を主体とした見守り活動などを積極的に行う。

(2) 協議体について

- ①協議体関連(キーパーソンの打ち合わせ、説明会、勉強会等)会議の開催にあたっては、郡山市の開催条件に則って行う。
- ②活動時は、検温・消毒・マスク着用・換気を行い、予防に努める。
- ③会話をする場合は可能な限り真正面を避け、教室形式での実施に努める。
- ④グループワーク等は少人数で行うか、または、個人ワークを活用し、接近した距離での会話等を避ける。
- ⑤事前に計画を立て、短時間で終われるように工夫する。

7. 住民参加型在宅福祉サービス事業「たすけあい活動」

- (1) 活動は原則30分までとし、最大でも1時間までにする。活動時間内に終わらない場合は活動日を再設定する等の工夫に努める。
- (2) 草むしりや話し相手、通院のお手伝いは原則活動を行わない。
- (3) 室内で行う活動は換気を行い予防に努める。
- (4) 活動チケットは直接手渡しでの受け取りを極力避ける。
- (5) 助っ人隊及び利用者は活動中はマスクを必ず着用し、消毒を行う。
- (6) 助っ人隊及び利用者は活動実施日に検温を行い、発熱症状等があった場合、当協議会地域福祉課(TEL024-932-5311)へ連絡し活動を行わない。前日に体調不良の場合も同様とする。
- (7) 養成講座や出前講座の開催は、郡山市の開催条件に則って行う。
- (8) 活動に伴う実態調査及び顔合わせに関しては利用会員・助っ人会員 当会職員の3名を原則とする。
- (9) 自宅に在宅している利用者以外(入院・入所している利用者等)へサービスを提供するものに関しては活動不可とする。

8. ボランティアセンター

(1) 施設ボランティア

施設の要請に合わせる。

※訪問時は、①検温、②消毒、③マスク着用、④手袋着用

(2) ボランティア団体

①個別支援は再開、団体活動は見合わせる。

②定例会等の会議や研修会は、郡山市の開催条件に則って行う。

③会場を換気状態にし、会員等の距離を開けて対応する。

④会員などは、人数を絞って密にならないように開催する。

⑤入室時に①検温、②消毒、③マスク着用など対策のうえ実施する。

9. あんしんサポート（日常生活自立支援事業）について

通常どおり利用契約に定める支援計画に基づくサービス提供を実施する。ただし、病院・福祉施設等への訪問については、当該施設等の方針に従い、サービス提供場所について、施設内や利用者の居室内に立ち入らないなどの配慮を行う。

10. 生活福祉資金貸付制度について

当面は緊急小口資金（特例貸付）及び総合支援資金（特例貸付）の対応が中心となることを踏まえ、貸付の相談は申込み希望者との対面による相談となるため、感染防止には最善の注意を払うことを徹底する。

(1) 相談終了後、担当職員は手洗い・うがいを行うことを徹底し、可能な限り連続して相談対応を行わないようローテーションを組むなどの配慮を行う。

(2) 相談業務開始前と終了後にテーブル、いす、筆記用具等を消毒する。

(3) 申込希望者がマスクをしていない場合は、マスク着用をお願いする。

(4) ご家族など複数での相談者が来所された場合は、可能な限りお一人での申込み手続きをお願いするなど、3密を回避するための対策を講じる。

11. 郡山市生活困窮者就労自立支援事業について

基本的には個別の支援プログラムに基づく相談・支援業務を実施するが、就労体験については、受け入れ先となる事業所において配慮すべき感染予防対策が徹底されることを条件に実施することとする。したがって、体験受入先事業所との事前協議の結果、受入困難と判断された場合については、就労体験を延期、または中止とする。

また、集団による研修や講座などを実施する場合については、郡山市のイベント等開催の基本的な考え方に示されている基準を遵守したうえで開催する。

1 2. 訪問介護事業（ホームヘルプサービスセンター）

新型コロナウイルス感染防止に向けた取り組みについて、厚生労働省が示す「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を基に運営し、さらには郡山市からの指導に準じた対応をする。サービスを提供するにあたっては、感染症を予防し、適切に対応するために次の基本事項に留意する。毎日の検温・必ずマスク着用・アルコール消毒・換気を行うなど感染予防に努める。

【サービス実施のポイント】

- （1）関係機関と連携して利用者の感染の有無を確認する。
- （2）感染症の特徴および対処方法をあらかじめ十分に理解しておく。
- （3）部屋を清潔にするよう心がける。
- （4）訪問時、サービス終了時には必ず手を洗う。
- （5）手洗い後は、使い捨てのペーパータオル等を使うようにする。
- （6）排泄介助、清拭など、利用者の保菌部位や体液に触れる可能性がある場合は手袋を着用する。手袋を外した際にも、必ず手洗い・消毒を行う。
- （7）タオル等利用者の体に触れるものは利用者本人の専用とする。
- （8）サービスの際にはエプロンを着用する。
- （9）看護師、ヘルパーは日頃から十分な栄養を摂り、睡眠時間を確保して感染症にかかりにくい身体作りに心がける。
- （10）使用済みのゴム手袋は、アルコールスプレーを噴霧し、ビニール袋に入れ、密封して処分する。

1 3. 居宅介護支援事業、指定特定・障害児相談支援事業、障がい者相談支援事業

厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な対応」に応じた運営を行う。郡山市からの指導に応じて、職員の予防対策を万全にしたうえで、訪問の自粛や対面での会議から書面や電話での会議に切り替える等の対応を行う。

居宅介護支援事業の実施例

（1）サービス担当者会議

感染拡大を防止する観点から、紹介・電話・メールなどにより実施。

（2）ケアプラン交付

電話などで同意を得て、郵送・ポストインなどにより交付し、収束した後に面会し署名を得る。

(3) モニタリング

電話・ファックスなどにより実施。2回目以降のモニタリングは認定調査票、主治医意見書を入手したうえで、利用者に電話で聞き取る。収束した後に訪問のうえ、アセスメントを実施する。

1 4．郡山市障がい者基幹相談支援センター

研修会・会議について

定期的に参加していた研修会は、実施方法が密なため、当面の間は見合わせる。再開する場合は市の方針に基づき、人数規模・複数回の分散方式など対応を検討する。

また、招集する集合研修ではなく、「新しい生活様式」に基づきながら出前講座やインターネット環境を活用した講座や会議を検討してする。

1 5．郡山市障害者虐待防止センター

電話相談以外の来所相談の場合は、アルコール消毒・マスク着用・検温等の衛生環境を整え、短時間（30分）での面談に努める。通報に伴う会議等に関しても、短時間で面談と同様の衛生環境を整え実施する。

【参考資料】



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのばすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗いします。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの**密**を避け ましょう！

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面

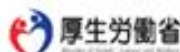
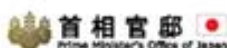


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ 検索



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- ☐ 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。
暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

（ マスク着用時は ）



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう



新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>





暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが渴いていなくても こまめに水分補給をしましょう



・1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を目安に



1時間ごとに コップ1杯
入浴前後や起床後も
まず水分補給を

ペットボトル 500mL 2.5本
コップ約6杯

- ・大量に汗をかいいた時は塩分も忘れずに



エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていない

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

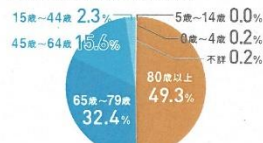
知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症警戒アラート発表時は 熱中症予防行動の徹底を!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別・熱中症死亡者の割合

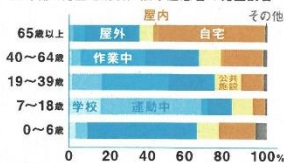


出典:「熱中症による死亡数 人口動態統計2019年」厚生労働省

熱中症による死亡者の 約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別・熱中症患者の発生割合



出典:「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は

半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

【参考及び引用元】

- ・ 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会作成
「新型コロナウイルス新しい生活様式下での地域福祉活動再開に向けたガイドライン #
離れていてもつながろう」
- ・ 郡山市
新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針（令和 3 年 6 月 30 日改正）
- ・ 首相官邸
- ・ 厚生労働省
- ・ 環境省